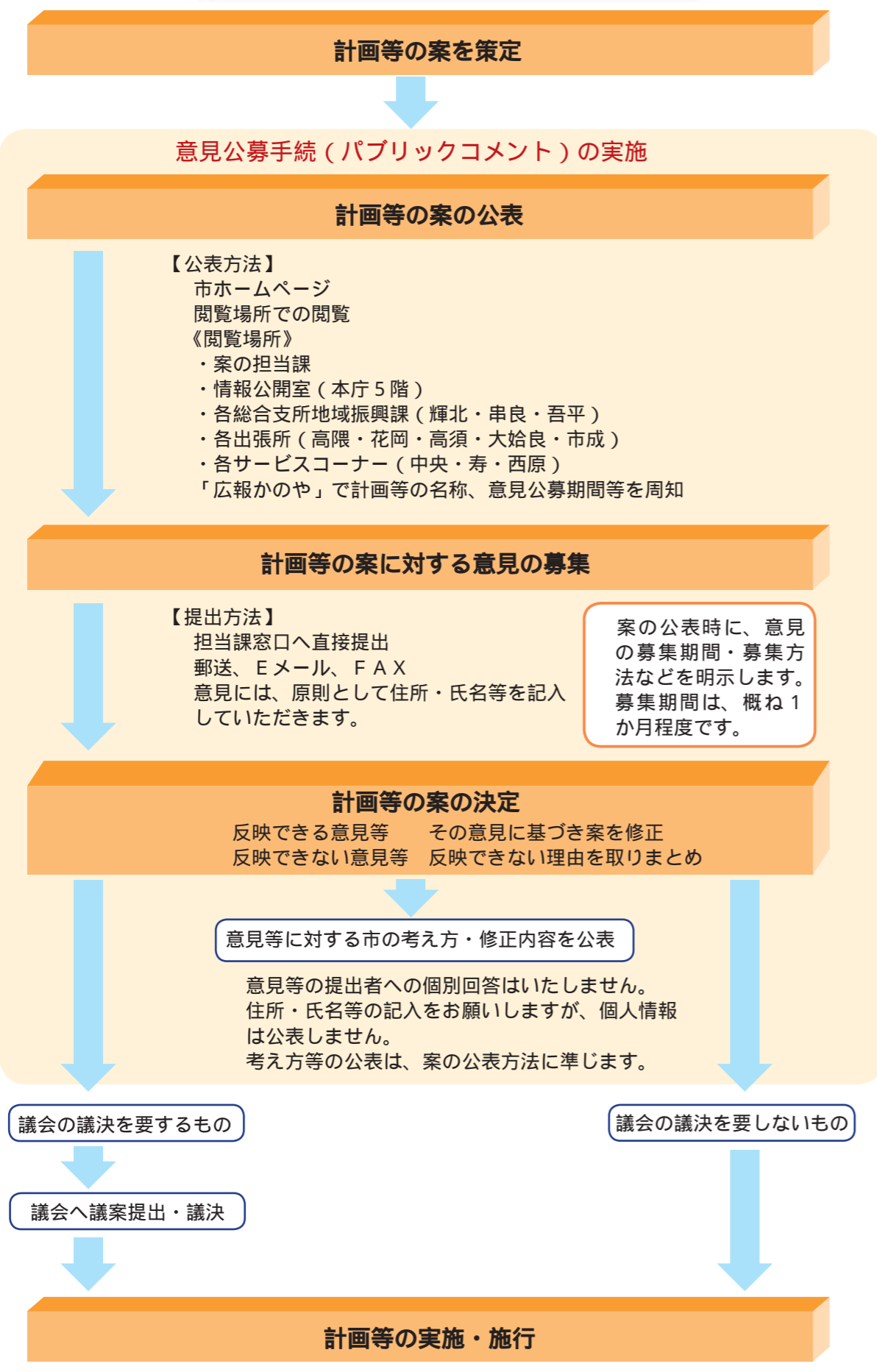


意見公募手続 (パブリックコメント) の流れ



意見公募手続 (パブリックコメント) 制度を導入します

市では、公正で透明性の高い行政運営を進めるため、平成19年4月から意見公募手続 (パブリックコメント) 制度を導入します。

この制度は、市の政策を作る過程で、幅広く市民の皆さんの意見を求めるものです。

そこで、制度の概要や手続の流れについてお知らせします。

意見公募手続の概要

意見公募手続 (パブリックコメント) 制度とは、市の重要な計画や条例を策定しようとする際に、その案 (目的や内容など) を公表し、広く市民の皆さんから意見を募集して、いただいた意見に対する市の見解等を公表する制度です。

市民の皆さんが市政に参画する機会を増やし、公正で開かれた市政を実現するとともに、計画等の内容をお知らせ

一括してホームページ等で公表し、個別には回答いたしません。

対象となる計画

意見公募手続は、次の計画や条例について実施します。

- 市の政策に関する基本的な計画の策定又は改廃
- 例) 総合計画・環境基本計画・地域福祉計画・スポーツ振興計画 など
- 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (地方税の賦課徴収及び分担金並びに使用料及び手数料に関するものは除く) の制定又は改廃
- 例) 公害防止条例・違法駐車等の防止に関する条例 など

市の基本的な制度を定める

条例の制定又は改廃

- 例) 行政手続条例・情報公開条例・安全・安心まちづくり条例 など

その他実施機関が必要と認めるもの

緊急を要するもの、軽微なものなどは、この対象から除く場合があります。

平成19年度は、鹿屋市総合計画 (基本構想・基本計画) などについて、意見公募手続を実施する予定です。



意見を提出できる人

市内に住所を有する人
市内に事業所を有する個人及び法人・その他の団体
市内の事務所又は事業所に勤務する人
市内の学校に在学する人
計画等に直接的な利害関係を有する個人及び法人・その他の団体

【問い合わせ】

市企画調整課
0994-311125
Fax 0994-422001
Eメール
kikaku@kanoyanet